

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 31 日 (火) 第 706 号 の 21



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

○鹿 児 島 県 税 条 例 施 行 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (税 務 課 取 扱 い) 1

規 則

鹿 児 島 県 税 条 例 施 行 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 49 号

鹿 児 島 県 税 条 例 施 行 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

(鹿 児 島 県 税 条 例 施 行 規 則 の 一 部 改 正)

第 1 条 鹿 児 島 県 税 条 例 施 行 規 則 (昭 和 38 年 鹿 児 島 県 規 則 第 32 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 13 条 第 2 項 の 表 根 拠 規 定 の 欄 中 「第 153 条 第 2 項」を「第 151 条 第 2 項」に 改 め、同 表 中

法 第 20 条 の 9 の 3 第 1 項	県 民 税 利 子 割 の 更 正 請 求 書	第 53 号 様 式 の 2
	県 民 税 配 当 割 の 更 正 請 求 書	第 53 号 様 式 の 2 の 2
	県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割 の 更 正 請 求 書	第 53 号 様 式 の 2 の 3
	県 た ば こ 税 ゴ ル フ 場 利 用 税 の 更 正 請 求 書 軽 油 引 取 税	第 53 号 様 式 の 3
	自 動 車 税 環 境 性 能 割 の 変 更 請 求 書	第 53 号 様 式 の 4

を

法 第 20 条 の 9 の 3 第 1 項	県 民 税 利 子 割 の 更 正 請 求 書	第 53 号 様 式 の 2
	県 民 税 配 当 割 の 更 正 請 求 書	第 53 号 様 式 の 2 の 2
	県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割 の 更 正 請 求 書	第 53 号 様 式 の 2 の 3
	県 た ば こ 税 ゴ ル フ 場 利 用 税 の 更 正 請 求 書 軽 油 引 取 税	第 53 号 様 式 の 3

に 改 め る。

第 32 条 の 17 を 次 の よう に 改 め る。

第 32 条 の 17 削 除

第 32 条 の 18 第 2 項 中 「第 100 条 の 9 第 2 号 イ 若 し く は ウ 又 は 第 106 条 の 2 第 1 項 第 2 号 イ 若 し く は ウ」を「第 106 条 の 2 第 1 項 第 2 号 イ 又 は ウ」に 改 め る。

第 32 条 の 19 の 2 を 削 る。

第 32 条 の 20 を 次 の よう に 改 め る。

第 32 条 の 20 削 除

第 32 条 の 21 中 「第 100 条 の 7 第 1 項」を「第 104 条 第 3 項」に改める。

第 32 条 の 22 中 「第 100 条 の 7 第 1 項 後 段 及 び」を削る。

第 32 条 の 23 第 1 項 中 「第 100 条 の 7 第 1 項 及 び」及 び 「第 100 条 の 6 第 1 項 及 び」を削り、同 条 第 2 項 中 「第 100 条 の 7 第 2 項 及 び」を削る。

第 32 条 の 24 第 2 項 を削り、同 条 第 3 項 中 「第 1 項」を「前 項」に改め、「の うち 種 別 割 に 係 る 証 紙 を 販 売 し た 者」を削り、同 項 を 同 条 第 2 項 とす。

第 32 条 の 25 第 1 項 中 「第 100 条 の 7 第 1 項 後 段 及 び」を削る。

第 32 条 の 28 第 2 項 中 「、 条 例 第 100 条 の 7 第 1 項 後 段 に 係 る 押 印 業 務 に 対 し て は そ の 月 中 に 収 納 計 器 に よ り 押 印 し た 収 納 印 の 表 示 金 額 (誤 表 示 金 額 を 除 く。以 下 こ の 項 に お い て 「表 示 金 額」とい う。) の 合 計 額 を 第 32 条 の 24 第 2 項 の 表 の 左 欄 の 各 級 に 区 分 し、そ の 区 分 ご と に 右 欄 の 割 合 に 乗 じ て 得 た 金 額 の 合 計 額 を、 条 例 第 104 条 第 3 項 後 段 に 係 る 押 印 業 務 に 対 し て は」を削る。

第 32 条 の 30 から 第 32 条 の 33 ま で を 削 る。

第 34 条 の 見 出 し 並 び に 同 条 第 1 項 及 び 第 2 項 中 「種 別 割」を「自 動 車 税」に改める。

第 36 条 の 7 の 見 出 し 中 「種 別 割」を「自 動 車 税」に改め、同 条 中 「第 9 条 の 17」を「第 9 条 の 2」に改める。

第 36 条 の 7 の 2 中 「自 動 車 税 種 別 割 買 主 住 所 等 報 告 書」を「自 動 車 税 買 主 住 所 等 報 告 書」に改める。

第 36 条 の 8 の 前 の 見 出 し 及 び 同 条 中 「種 別 割」を「自 動 車 税」に改める。

第 36 条 の 8 の 2 第 1 項 各 号 列 記 以 外 の 部 分 及 び 第 1 号 中 「種 別 割」を「自 動 車 税」に改め、同 号 ア 中 「附 則 別 表 第 4」を「附 則 別 表 第 3」に改め、同 項 第 2 号 中 「種 別 割」を「自 動 車 税」に改め、同 条 第 2 項 中 「種 別 割」を「自 動 車 税」に改め、同 条 第 3 項 中 「第 463 条 の 23」を「第 456 条」に改め、「(環 境 性 能 割 又 は 種 別 割)」を削り、「種 別 割 は」を「自 動 車 税 は」に改める。

第 36 条 の 9 の 前 の 見 出 し 及 び 同 条 中 「種 別 割」を「自 動 車 税」に改める。

第 36 条 の 10 第 1 項 中 「種 別 割」を「自 動 車 税」に改め、同 条 第 2 項 中 「種 別 割」を「自 動 車 税」に改め、同 項 後 段 を削り、同 条 第 4 項 を削り、同 条 第 3 項 中 「種 別 割」を「自 動 車 税」に改め、同 項 を 同 条 第 4 項 とし、同 条 第 2 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加 え る。

3 第 1 項 の 申 請 書 を 提 出 す る 場 合 は、次 に 掲 げ る 書 類 を 提 示 し な け れ ば な ら ない。

- (1) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- (2) 身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）を常時介護する者の道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証（以下「運転免許証」という。）又は同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下「免許情報記録個人番号カード」という。）
- (3) 自動車税の減免の対象となる自動車の道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）

第 36 条 の 10 第 5 項 中 「種 別 割」を「自 動 車 税」に改め、同 項 を 同 条 第 6 項 とし、同 項 の 前 に 次 の 1 項 を 加 え る。

5 前 項 の 書 類 は 次 の 各 号 に 掲 げ る 区 分 に 応 じ、当 該 各 号 に 掲 げ る 者 が 発 行 す る も の に 限 る も の と す る。

- (1) 当 該 身 体 障 害 者 等 が 身 体 障 害 者 手 帳 又 は 療 育 手 帳 の 交 付 を 受 け て い る 者 で あ る 場 合 当 該 身 体 障 害 者 等 の 居 住 地 を 管 轄 す る 福 祉 に 関 す る 事 務 所 (社 会 福 祉 法 (昭 和 26 年 法 律 第 45 号) 第 14 条 第 1 項 に 規 定 す る 福 祉 に 関 す る 事 務 所 を い う。以 下 こ の 号 に お い て 同 じ。) 又 は 福 祉 に 関 す る 事 務 所 を 設 置 し ない 町 村 の 長 (そ の 出 張 所 長 を 含 む。以 下 「福 祉 事 務 所 の 長」とい う。)
- (2) 当 該 身 体 障 害 者 が 戦 傷 病 者 手 帳 の 交 付 を 受 け て い る 者 で あ る 場 合 県 の 戦 傷 病 者 特 別 擁 護 法 の 施 行 に 関 す る 事 務 を 主 管 す る 課 の 長 (以 下 「援 護 事 務 主 管 課 長」とい う。)
- (3) 当 該 精 神 障 害 者 が 精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳 の 交 付 を 受 け て い る 者 で あ る 場 合 当 該 精

神障害者の居住地を管轄する市町村長
第37条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改める。
附則第 6 項を削る。

別記第 7 号様式中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

別記第 9 号様式中 「

自動車税 種別割 1 鹿 3 鹿児島 80 奄美

」 を 「

自動車税 1 鹿 3 鹿児島 80 奄美

」 に、 「

自動車税 種別割 専用

」 を

「

自動車税 専用

」 に改める。

別記第 11 号様式 (その 3) 中「自動車税種別割用」を「自動車税用」に改め、同様式 (その 3) 自動車税用 (表面) 中「自動車税種別割納税通知書」を「自動車税納税通知書」に改める。

別記第 12 号様式 (その 3) 自動車税種別割用中「自動車税種別割用」を「自動車税用」に改め、同様式 (その 3) 自動車税種別割用 (表面) 中「自動車税種別割納税証明書」を「自動車税納税証明書」に、「自動車税種別割の」を「自動車税の」に改め、同様式 (その 3) 自動車税種別割 (定期賦課) 用中「自動車税種別割 (定期賦課) 用」を「自動車税 (定期賦課) 用」に改め、同様式 (その 3) 自動車税種別割 (定期賦課) 用 (表面) 中「自動車税種別割納税証明書」を「自動車税納税証明書」に、「自動車税種別割の」を「自動車税の」に改め、同様式 (その 3) 自動車税種別割 (手書) 用中「自動車税種別割 (手書) 用」を「自動車税 (手書) 用」に改め、同様式 (その 3) 自動車税種別割 (手書) 用 (表面) 中「自動車税種別割領収済通知書」を「自動車税領収済通知書」に、

「

自動車税種別割

」 を 「

自動車税

」 に改め、同様式 (その 4) 自動

車税環境性能割用を削る。

別記第 13 号様式 (その 3) 自動車税種別割用中「自動車税種別割用」を「自動車税用」に改める。

別記第 53 号様式の 4 を次のように改める。

第 53 号様式の 4 削除

別記第 130 号様式を次のように改める。

第 130 号様式 削除

別記第 135 号様式 (その 1) を削り、同様式 (その 2) 中「第 100 条の 9 及び」を削り、

「

減免を受けようとする税額等	環境性能割	取得価額①			円
		①のうち特別の仕様による製造又は装置の変更に要した経費②			
	種別割	税額	円	減免申請額	円

」

を

「

減免を受けようとする税額等	自動車税	税額	円	減免申請額	円
---------------	------	----	---	-------	---

」

に、

「

環境性能割	取得価額 (課税標準)	税額 ③	特別の仕様による製造又は装置の変更に要した費	減免額 ⑤ (注 1)	差引税額 (③-⑤) ⑥ 百円未満切捨て
-------	-------------	------	------------------------	-------------	-------------------------

」

			用として認定した額 ④		
	円	円	円	円	円
種 別 割	税 額 ⑦		減 免 額 ⑧	差引税額 (⑦-⑧) ⑨ 百円未満切捨て	
	円		円	円	

を

自 動 車 税	税 額 ①		減 免 額 ②	差引税額 (①-②) ③ 百円未満切捨て	
	円		円	円	

に改め、同様式(その2)中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を削り、注5を注3とし、注6を削り、同様式(その2)を同様式とし、同様式(その2)(付票)中「(自動車税(環境性能割・種別割)用)」を「(自動車税用)」に改め、同様式(その2)(付票)を同様式(付票)とし、同様式(その3)を削る。

別記第136号様式から別記第142号様式までを次のように改める。

第136号様式から第142号様式まで 削除

別記第143号様式中「自動車税種別割課税免除申請書」を「自動車税課税免除申請書」に、「自動車税種別割の」を「自動車税の」に改める。

別記第143号様式の2中「自動車税種別割課税免除申請書(構造変更用)」を「自動車税課税免除申請書(構造変更用)」に、「自動車税種別割の」を「自動車税の」に改める。

別記第143号様式の3中「自動車税種別割課税免除承認通知書」を「自動車税課税免除承認通知書」に、「自動車税種別の」を「自動車税の」に改める。

別記第146号様式中「自動車税種別割買主住所等報告書」を「自動車税買主住所等報告書」に改める。

別記第146号様式の2中「自動車税種別割減免申請書(生活路線バス用)」を「自動車税減免申請書(生活路線バス用)」に、「自動車税種別割を」を「自動車税を」に改め、同様式注及び同様式(付表)注中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

別記第146号様式の3中「自動車税種別割減免申請書(廃止路線代替バス用)」を「自動車税減免申請書(廃止路線代替バス用)」に、「自動車税種別割を」を「自動車税を」に改め、同様式注及び同様式(付表)注中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

別記第146号様式の4及び別記第147号様式の2中「自動車税種別割減免決定通知書」を「自動車税減免決定通知書」に、「自動車税種別割の」を「自動車税の」に改める。

別記第147号様式の3中「自動車税種別割減免不承認通知書」を「自動車税減免不承認通知書」に、「自動車税種別割の」を「自動車税の」に改める。

別記第148号様式中「自動車税種別割納税証明書」を「自動車税納税証明書」に、「自動車税種別割の」を「自動車税の」に改める。

(鹿児島県行政組織規則の一部改正)

第2条 鹿児島県行政組織規則(昭和35年鹿児島県規則第122号)の一部を次のように改正する。

第57条第1項自動車税課の項各号中「の環境性能割及び種別割」を削る。

(鹿児島県会計規則の一部改正)

第3条 鹿児島県会計規則(昭和62年鹿児島県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第99条第1項の表1の部(3)の項中「オ 軽自動車税環境性能割」を削り、カをオとし、キからソまでをカからセまでに改める。

別表第1本庁の表税務課の項中「、森林環境税並びに軽自動車税環境性能割」を「並びに森林環境税」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の鹿児島県税条例施行規則の規定中自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の自動車税について適用する。
 - 3 この規則の施行の日 (以下「施行日」という。)前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
 - 4 令和 7 年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- (軽自動車税に関する経過措置)
- 5 施行日前の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税環境性能割については、第 3 条の規定による改正後の鹿児島県会計規則第 99 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (旧様式の使用)
- 6 この規則の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の鹿児島県税条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。